

2022年4月から中小企業でも施行！

法令義務【ハラスメントに関する周知と啓発】

パワハラ防止法 パワハラ対策義務化 ▶▶ 「ハラスメント研修」が必須です！

# ハラスメント 予防研修



このようなお悩みはありませんか？

- 1 ハラスメント対策の方法が分からない
- 2 適正な指導をパワハラと言われて困る
- 3 パワハラが怖くて部下への注意指導ができない上司が増えた

人事労務の専門家が徹底解説！

2時間 110,000円 (税込)  
顧問先様は55,000円 (税込)

交通費2回分 テキスト印刷代は別途。  
参加人数による金額の変更はありません。  
研修内容の変更や回数増減のご要望には、  
別途詳細なお見積りをご用意します。

## ハラスメントのない職場づくりのための社内研修プログラム

### ハラスメントが 発生しやすい職場の条件

どのような職場がハラスメントを  
発生させやすいのか、  
発生させやすい職場の  
共通点をもとに解説いたします。

あなたの職場は  
大丈夫でしょうか？

### ハラスメントの 行為者と会社の責任

万が一、ハラスメントの  
行為者になってしまった場合、  
どのような責任があるか  
ご存知でしょうか？

民事上の損害賠償  
刑事罰等ご説明いたします。

### ハラスメントの 予防方法

ハラスメントの予防のため、  
日頃からどのようなことを  
注意すればいいのでしょうか？

人事労務の専門家の視点から  
翌日から実行できる防止方法を  
お教えいたします。

# 事務所紹介

副所長 前田 匠 (まえだ たくみ)

株式会社 匠経営 代表取締役 経営コンサルタント  
あすなろ経営コンサルタントグループ専任講師  
東京大学大学院医学系研究科「職場のメンタルヘルス専門家養成講座」終了。  
人材育成、組織開発、経営戦略、経営計画、事業継承、財務、マーケティング、事業再建、地域活性化等

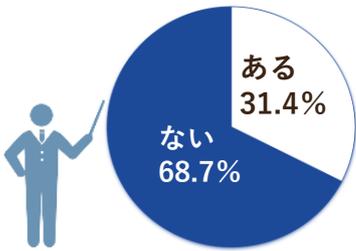


鹿児島奄美で関与先  
**500社**以上



奄美大島で初めての  
**社労士事務所**

過去3年間でパワハラを受けたことがあるか？



実は・・・

**1**  
**3**

がパワハラを受けたと感じているという  
調査結果があります

(令和2年度 厚生労働省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」従業員調査より)  
(回答：10,000人)

ハラスメントを予防するためには、  
**経営者だけでなく、従業員も正しい知識をつける**ことが大切です

お申し込みは、このままFAXしてください。

**FAX : 0997-57-7688**

会社名		住所	
役職		参加者氏名	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

奄美地域で初めての社会保険労務士事務所です。

**前田社会保険労務士事務所**

TEL : 0997-52-8155

FAX : 0997-57-7688

前田社会保険労務士事務所

検索

【個人情報の利用について】当事務所は、以下の通り個人情報を取り扱います。①個人情報を取得する事業者：前田社会保険労務士事務所、②連絡先：0997-52-8155、③個人情報の利用目的：当事務所は、セミナー運営のため取得し、利用します。④個人情報の第三者提供：個人情報の第三者提供は行いません。⑤個人情報の委託：個人情報の委託は行いません。⑥個人情報に関する権利：当事務所に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）は、下記窓口にて承ります。前田社会保険労務士事務所 個人情報問合せ窓口、〒894-0061 鹿児島県奄美市名瀬朝日町25-1、電話:0997-52-8155（代表）、FAX:0997-57-7688、⑦個人情報を与えることの任意性と与えなかった場合に生じる結果：個人情報を届出することは任意ですが、個人情報が正しく届出されない場合は、当セミナーにご参加いただけない場合がございますのでご承知おきください。